

# 新旧対照表

2025(令和7)年8月20日

築地本願寺法要行事部(合同墓担当)

## 築地本願寺合同墓使用約款

### 新旧対照条文表

変更後	変更前
(合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志) 第5条  委託者は、合同墓管理委託冥加金を納付しなければならない。又、永代経を同時に申込んだ場合は、永代経懇志を納付しなければならない。  2 既納の合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志はいかなる理由であろうとも一切返還しない。但し、本約款に別段の定めがある場合は、当該定めによる。  3 合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志の金額並びに納付方法は、管理受託者の定めるところによる。  4 合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志の納付は、やむを得ない事由により第三者から納付される場合においても、委託者による納付とみなされ、受納証は同人を宛名として発行される。なお、管理受託者以外は、納付について異議を述べることはできない。	(合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志) 第5条  委託者は、合同墓管理委託冥加金を納付しなければならない。又、永代経を同時に申込んだ場合は、永代経懇志を納付しなければならない。  2 既納の合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志はいかなる理由であろうとも一切返還しない。但し、本約款に別段の定めがある場合は、当該定めによる。  3 合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志は、築地本願寺合同墓使用細則にて定める。  4 合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志の納付は、やむを得ない事由により第三者から納付される場合においても、委託者による納付とみなされ、受納証は同人を宛名として発行される。なお、管理受託者以外は、納付について異議を述べることはできない。
附則  本約款は、2017(平成29)年11月8日から施行する。  改正 2020(令和2)年9月29日 2021(令和3)年3月15日 2021(令和3)年12月16日 2024(令和6)年3月1日 2025(令和7)年9月1日 以上	附則  本約款は、2017(平成29)年11月8日から施行する。  改正 2020(令和2)年9月29日 2021(令和3)年3月15日 2021(令和3)年12月16日 2024(令和6)年3月1日 以上

## 築地本願寺合同墓使用細則

### 新旧対照条文表

変更後	変更前
(合同墓管理委託冥加金) 第4条	(合同墓管理委託冥加金) 第4条
<b>削除</b>	合同墓管理委託冥加金の金額は、下記とする。 (1)納骨後個別保管32年間、その後合葬の場合：100万円 (2)納骨後個別保管6年間、その後合葬の場合：50万円 (3)個別保管期間なく合葬の場合：30万円 2 委託者は、合同墓管理委託冥加金を直接納付又は管理受託者の指定する銀行口座への送金により、一括で納付するものとし、分納することができない。
(納骨方法、納骨後の遺骨の返還について) 第4条	(納骨方法、納骨後の遺骨の返還について) 第5条
(利用契約の解約) 第5条	(利用契約の解約) 第6条
(管理受託証明書の再交付) 第6条	(管理受託証明書の再交付) 第7条
(利用場所の制限及び費用負担) 第7条	(利用場所の制限及び費用負担) 第8条
(利用上の制限) 第8条	(利用上の制限) 第9条
(礼拝施設の利用) 第9条	(礼拝施設の利用) 第10条
(勤行について) 第10条	(勤行について) 第11条
(管理の再委託) 第11条	(管理の再委託) 第12条

(合同墓の細則変更) 第12条  附則 この細則は、2017(平成29)年11月8日から施行する。 改正 2020(令和2)年9月29日 2021(令和3)年3月15日 2021(令和3)年12月16日 2024(令和6)年3月1日 2025(令和7)年9月1日 以上	(合同墓の細則変更) 第13条  附則 この細則は、2017(平成29)年11月8日から施行する。 改正 2020(令和2)年9月29日 2021(令和3)年3月15日 2021(令和3)年12月16日 2024(令和6)年3月1日 以上
--	--

以上